「令和９・10年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準」に関するＱ＆Ａ（定期申請）

目　次

１．概要について …… 1
２．経営事項審査の結果通知書について …… 1
３．工事成績について …… 1
４．技術者数について …… 2
５．雇用の規模について …… 5
６．新卒者雇用・若年者雇用について …… 7
７．障害者雇用について …… 8
８．表彰について …… 9
９．建退共について …… 9
10．マネジメントシステムの認証取得について …… 9
11．建設業法違反について ……10
12．社会貢献等について ……10
13．不当要求防止責任者について ……10
14．協力雇用主について ……11
15．建設キャリアアップシステムの登録について ……11
16．おきなわＳＤＧｓパートナーの登録について ……12
17．うちなー健康経営宣言の登録について ……12
18．格付条件について ……12
19．納税証明書等各種証明書について ……13
20．R8.7.1改正後の経営事項審査の結果通知を受けている場合について ……14
21．その他 … ……14

※　２．～ 18．は、〔県内業者〕等級格付けに関連する事項です。

１．概要について

Q．「提出要領・申請用紙」はどこで配布しているのか？

Ａ．県技術・建設業課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

提出要領等 … ｐｄｆ

申請書 …… エクセルファイル

提出方法は、申請データ（CD-R）と申請書（添付書類を含めフラットファイルに綴る）　※ 窓口受付のみUSBメモリ可

Q．入札参加資格審査の申請はいつからか？どこに出せばよいか？

Ａ．〔県内業者〕

県内に建設業法上の主たる営業所のある業者（知事許可業者）については、12/1(火) ～ 12/14(月)の間に、郵送又は窓口受付となります。

申請場所は、所管の土木事務所です。大臣許可業者については、県技術・建設業課で申請を受け付けます。窓口申請をされる方は県庁11階第１・２会議室へお越しください。

〔県外業者〕

県外業者については、12/15(火)～28(月)必着で、郵送にて申請を受け付けます。

２．経営事項審査評価点について

Q．県内業者で、当年6月決算の会社が９月１日に吸収合併を行い、合併時経審を受ける場合、提出する通知書は事業年度終了日のものか合併時経審のものか？

Ａ．令和８年７月1日以降に合併（譲渡・分割を含む）を行った場合、入札参加申請までに合併時経審等の結果通知を受けていれば、合併時経審等の結果通知書を提出することができます。提出にあたっては、通知書に合併時経審等である旨朱書きのうえ、フラットファイルとクリアファイルの両方に入れてください。記載もれや提出もれがあった場合は、合併時経審等の結果が格付けにおける経営事項審査評価点に反映されませんのでご注意ください。

３．工事成績について

Q．工事成績は、申請者による工事成績通知書の添付が必要か？

Ａ．工事成績については、県庁の各発注機関に照会し、業者毎に配点します。よって、申請者からの通知書添付は必要ありません。

Q．工事成績の年度の取り扱いは発注時点か、それとも完成時点か？

Ａ．工事成績は完成時点で採点されているため、仮に発注が令和７年度中であっても、完成が令和８年度になった場合は令和８年度の成績となり、今回の工事成績には反映されません。

今回の工事成績対象年度は、令和６年度及び令和７年度になります。

Q．工事成績について、（特定・経常）ＪＶの加点は割合も関係するか？

Ａ．ＪＶで受注した工事については、構成割合に関係なく、構成員全て同じ点数を配点します。

Q.工事成績の平均点の算出にあたって小数点以下が生じた場合の取扱いはどうなるか？
Ａ．小数点以下は切り捨てとして取り扱います。（例えば、工事成績が84点と85点の場合、平均点は84.5点で小数点以下を切り捨てると84点となるので、主観点では40点の加点となります。）

４．技術者数について

※ここでは技術者数として加点しようとする場合について説明しており、12頁の「17.格付条件について」の１級技術者の要件とは異なるので、注意すること。
技術者が令和８年７月１日以前に雇用された者で、同年12月１日現在で常勤の技術者を技術者数の対象とします。

Q．技術者が令和８年７月１日以前に雇用されたこと及び常勤性の確認はどのように行うか？
Ａ．社会保険（船員保険含む）の被保険者標準報酬決定通知書等に記載されていること、標準報酬月額が最低賃金（18万円）以上であることを確認します。

Q．技術者が個人事業主や後期高齢者の場合で、令和８年７月１日以前に雇用されたこと及び常勤性の確認はどのように行うか？
Ａ．個人事業主や後期高齢者の場合は、下記の書類を提出してください。
なお、賃金台帳を提出する場合は、（令和８年７月１日以前雇用、報酬月額18万円以上）を確認するため、直近３ヶ月分となります。

＜技術者が個人事業主の場合＞

① 従業員４名以下で、事業主本人及び家族従業員の場合	② 従業員４名以下で、事業主及び家族従業員でない場合	③ 従業員５名以上の個人事業主の場合
・事業主本人 以下の書類のいずれか a.)※監理技術者資格者証 b.)前年度の確定申告書 ・家族従業員 賃金台帳＋以下の書類のいずれか a.)※監理技術者資格者証 b.)住民税特別徴収額決定通知書 c.)前年度の確定申告書で事業専従者欄に氏名・金額のある書類	・賃金台帳＋以下の書類のいずれか a.)雇用保険被保険者証 b.)※監理技術者資格者証 c.)出勤簿	・法人事業主の場合と同様

＜技術者が後期高齢者の場合＞

④ 後期高齢者で個人事業主本人及び家族従業員の場合	⑤ 後期高齢者で役員の場合	⑥　④･⑤以外の後期高齢者の場合
・事業主本人 以下の書類のいずれか a.)※監理技術者資格者証 b.)前年度の確定申告書 c.)後期高齢者医療被保険者証 ・家族従業員 賃金台帳＋以下の書類のいずれか a.)※監理技術者資格者証 b.)住民税特別徴収額決定通知書 c.)前年度の確定申告書で事業専従者欄に氏名・金額のある書類 d.)後期高齢者医療被保険者証	・厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定通知書 又は、 ・賃金台帳＋以下の書類のいずれか a.)※監理技術者資格者証 b.)住民税特別徴収額決定通知書	・厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定通知書 又は、 ・賃金台帳＋以下の書類のいずれか a.)雇用保険被保険者証 b.)※監理技術者資格者証 c.)住民税特別徴収額決定通知書 d.)出勤簿

（※１)監理技術者資格者証は勤務先が確認できるもの。
（※２)保険者番号及び被保険者番号にマスキング（黒塗り）のうえ提出すること。

Q. 複数会社から報酬を受けている者は、技術者として算定するか？
A. 複数会社から報酬を受けている者は、常勤性（毎日所定の時間中、その職務に従事している状態を指す。本県では社会保険の状況で確認を行っている。）を確認できる一つの会社の技術者として算定します。常勤確認の書類は以下（ア～ウ）のとおりです。

ア　二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書の写し
イ　申請会社の「事業所整理番号」及び「事業所番号」がわかる資料（納付書・領収書、領収済額通知書、納入証明書等）
ウ　他方が発行する非常勤証明書（様式任意）

※ア及びイの資料で、申請会社が選択事業所であることを確認できない場合は、追加で以下のいずれかの資料
・直近の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し
・被保険記録照会回答票の写し（発行後３ヶ月以内）
・健康保険証（資格確認書）の写し**（※保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコードにマスキング（黒塗り）のうえ提出すること）**

Q. 技術者＝常勤役員で、経営上の都合により社会保険の報酬月額が最低賃金を満たさ

ない額となっている場合の取り扱いは？

Ａ．役員の場合、雇用する側のため、最低賃金の適用外です。そのため、役員である技術者の報酬月額が最低賃金を満たさない場合でも、標準報酬決定通知書に記載されているなど、常勤であることが確認できれば、技術者数に算定することとします。

Q．Ｒ７.12.1から最低賃金が時給1,023円に改定されたが、今回の入札参加資格審査では、最低賃金を満たした報酬月額のラインはどこになるのか？

Ａ．最低賃金を満たした報酬月額については、下記の式で算出します。
報酬月額 ＝（最低賃金時給×40H×52週）÷ 12月
その金額を標準報酬月額・保険料額表に照らして、どの等級に当てはまるかで検討します。
今回の最低賃金を満たした社会保険標準報酬月額については、Ｒ７.12.1改定の1,023をベースとし、上記式で計算された金額、
（1,023円×40H×52週）÷12月＝177,320円が当てはまる180,000円を設定ラインにすることとします。
社会保険適用除外者については、180,000円を設定ラインとします。
※参考までに、令和９年12月に予定している入札参加追加申請においては、Ｒ８.12.２改定予定の1,086円をベースとし、上記式で計算された金額を元に設定ラインを設ける予定です。
（1,086円×40H×52週）÷12月＝188,240円が当てはまる190,000円を設定ラインとし、社会保険適用除外者についても、190,000円を設定ラインとする。

Q．令和８年７月１日以前から継続雇用している技術者について、記入ミス等を理由とする報酬月額の訂正があった場合、最低賃金を満たした報酬月額であれば算定数に入れられるか？

Ａ．健康保険・厚生年金保険 被保険者取得届の訂正については、
①年金機構の受付印があること
②資格取得年月日が令和８年７月１日以前であること
③最低賃金を満たした報酬月額であること
の三点が確認できれば常勤の技術者として認めます。

Q．令和８年７月１日以前から継続雇用している技術者について、報酬月額の改定により、最低賃金を満たした報酬月額に変更されている場合、算定に入れられるか？

Ａ．社会保険の事務手続き上は、３ヶ月の平均給与で２等級以上の変更があれば月額変更届を提出することとなっています。そのため、年金機構に変更届が提出・受付され、その改定年月が令和８年10月以前となっていれば、取り扱い上は可とすることとします。なお、１等級の変更で月額変更届を提出することができない場合は、標準報酬決定通知書（令和８年７月適用又は取得時。雇用の状況を見るため提出。月額記載額は賃金台帳で確認）及び賃金台帳（直近３ヶ月分）で18万円以上の月額報酬を確認できる場合は、技術者として算定可。

Q．標準報酬決定通知書を紛失してしまった業者の取り扱いは？

Ａ．年金機構に再発行してもらうか、「被保険者縦覧照会回答票」を発行してもらい、技術者を確認するものとします。また、年金機構の受理印のある算定基礎届でも可とします。
何もなければ、算定不能とします（例．Ｒ７決定通知書を持ってきた場合など）。

Q．土木の技術士は４種類あるが、複数持っている場合、その分加点されるか？
Ａ．技術士について、複数持っていても（技術者の資格欄に複数記載したとしても）１つのカウントとなります。

Q．資格コード表にある資格を持っていれば申請業種の加点対象になるか？
Ａ．申請しない業種の資格は点数付加されません。
なお、同業種の１級と２級があるとしても、２級は付加されませんし、１級の資格違い２つを記入していても（例．土木の「１級土木」や「１級建設機械」）、１資格分しか加点されません。
ただし、土木と舗装を申請している場合、同一者が２つの１級資格を持っている場合、どちらか一方のみの記入で２業種分カウントされることになります。

Q．積算士の資格証ではなく、上位資格の建築コスト管理士の登録証を有している場合、どのように取り扱われるか？
Ａ．建築コスト管理士は、積算士（建築積算士）の資格所持者で、かつ、実務経験10年以上を有する等が受験資格となっている上位資格であることから、積算士として取り扱うこととします。

Q．技術者が出向の場合は、雇用及び常勤性の確認書類はどのような書類の提出が必要か？
Ａ．次の書類を提出してください。
①　出向先及び出向元との出向に関する契約書（協議書）の写し
②　出向元の標準報酬決定通知書（直近のもの）の写し
③　出向先の出勤簿（直近３ヶ月）の写し
※　出向先と出向元との技術者の重複登録は出来ませんので、十分確認願います。

５．雇用の規模について

Q．雇用の規模で加点対象者の確認書類は？
Ａ．「雇用の規模」は令和８年７月１日現在の被保険者数を見ることとしておりますが、加点の対象者は健康保険又は厚生年金保険又は船員保険・厚生年金の被保険者としています。そのため、下記の書類に記載されている人数の合計が加点対象となります。後期高齢者も加点対象となります。
①健康保険・厚生年金保険の被保険者
・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
（適用年月　令和８年９月）
・健康保険・厚生年金保険被保険者随時改定決定通知書
（改定年月　令和８年７月）
・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書
（資格取得年月日が令和８年６月１日～７月１日のもの）
②船員保険・厚生年金保険の被保険者
船員保険については、厚生健康保険のように、定期の標準報酬決定通知書は送付されないため、下記書面について、令和８年７月１日時点で有効なものであることが口頭で確認できれば可。

・船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書
・船員保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書
③後期高齢者
・厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額通知書
・厚生年金保険70歳以上被用者該当および報酬月額相当額通知書
※それぞれの適用年月日は①に準ずる。

Q．雇用の規模では標準報酬決定通知書の受領以降に退職している職員がいる場合、どのように取り扱うか？
Ａ．「雇用の規模」は令和８年７月１日現在の被保険者数をみることとしておりますので、７月２日以降に資格取得届や喪失届を出していても加減する必要はありません。

Q．標準報酬決定通知書を紛失してしまった業者の取り扱いは？
Ａ．年金機構に再発行してもらうか、「被保険者縦覧照会回答票」を発行してもらい、その書類上で令和８年７月１日時点で在籍している方の人数を算定するものとします。
また、年金機構の受理印のある算定基礎届でも可とします。
何もなければ、算定不能とします（例．Ｒ７決定通知書を持ってきた場合など）。

Q．雇用の規模では常勤性（最低賃金を満たした標準報酬月額の確認）は確認するのか？
Ａ．「雇用の規模」では標準報酬決定通知書に記載されている人の数についてはチェックしますが、技術者のような常勤性のチェックは行いません。

Q．複数会社から報酬を受けている者は、雇用の規模の評価対象になるか？
Ａ．複数会社から報酬を受けている者は、常勤性（毎日所定の時間中、その職務に従事している状態を指す。本県では社会保険の状況で確認を行っている。）を確認できる一つの会社で算定します。常勤確認の書類は以下（ア～ウ）のとおりです。
ア　二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書の写し
イ　申請会社の「事業所整理番号」及び「事業所番号」がわかる資料（納付書・領収書、領収済額通知書、納入証明書等）
ウ　他方が発行する非常勤証明書（様式任意）

※ア及びイの資料で、申請会社が選択事業所であることを確認できない場合は、追加で以下のいずれかの資料
・直近の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し
・被保険記録照会回答票の写し（発行後３ヶ月以内）
・健康保険資格確認書の写し（※保険者番号、被保険者等記号・番号、**QR** コードにマスキング（黒塗り）のうえ提出すること）

Q．申請企業の職員数が50人を超える場合、申請人数分の被保険者標準報酬決定通知書を提出する必要があるか？
Ａ．申請書に50人を超える人数を記載する場合は全員分の標準報酬決定通知書が必要となりますが、加点上限が50点のため申請する人数を上限の50人で申請する場合は、50人分の標準報酬決定通知書の提出でもかまいません。

６．新卒者雇用・若年者雇用について

Q．新卒者雇用を行った場合の確認方法は？

Ａ．卒業証書（証明書）の日付確認（令和７年・令和８年のものか）に加え、社会保険や雇用保険等での加入確認（令和８年12月１日以前かどうか）を行います。報酬月額までの確認は必要ありません。

①従業員が４名以下の個人事業者で、新卒者が家族従業員の場合、家族従業員である旨を口頭確認すれば卒業証書のみで可とします。

②従業員４名以下の個人事業者で、家族従業員でない場合

・雇用保険への加入義務があるため、卒業証書＋雇用保険被保険者証（被保険者となった年月日が令和８年12月１日以前であれば可）で確認。

③従業員５名以上の個人事業者の場合は、社会保険への加入義務が出てきますので、卒業証書＋社会保険の資格取得届・標準報酬決定通知書等（資格取得年月日が令和８年12月１日以前であれば可）で確認。

Q．新卒者雇用について職業訓練校等の取り扱いは？

Ａ．格付基準で明示されている中学、高校、短大、大学、高専、専門学校以外の学校については、下記のとおり取り扱うこととします。

①県立浦添・具志川職業能力開発校→×

②沖縄職業能力開発促進センター（ポリテクセンター沖縄）→×

③沖縄職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ沖縄）→○

※専門課程（２年コース）、応用課程（専門修了後、さらに２年）が対象

④沖縄県立農業大学校→○　　※本科（２年コース）のみ対象。

⑤専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）→○

Q．新卒者雇用について、年齢も関係するか？

Ａ．学校を卒業した年月日の確認を卒業証明書等で行い、年齢については特に制限を設けません。

Q．海外の学校を卒業した者の取扱いは？

Ａ．基準で明示している校種に対応する学校の新卒者であることが卒業証明書等（翻訳証明付き）で確認できれば、原則として認める予定（現時点では例示できないので、ケースに応じ個別に検討したい。）

Q．若年者雇用の確認書類は？

Ａ．社会保険や雇用保険等で年齢と加入確認（令和５年12月１日～令和７年11月30日の期間かどうか）を行います。報酬月額までの確認は必要ありません。

①従業員が４名以下の個人事業者で、若年者が家族従業員の場合、家族従業員である旨を口頭確認すれば、免許証等生年月日がわかるものの写し（35歳未満かどうか）で確認。

②従業員４名以下の個人事業者で、家族従業員でない場合

・雇用保険への加入義務があるため、雇用保険被保険者証（被保険者となった年月日が令和５年12月１日～令和７年11月30日の期間かどうか、35歳未満かどうか）で確認。

③従業員５名以上の個人事業者の場合は、社会保険への加入義務が出てきますので、社会保険の資格取得届・標準報酬決定通知書等（資格取得年月日が令和５年12月

１日～令和７年11月30日の期間かどうか、35歳未満かどうか）で確認。

＜若年者雇用の対象者＞

雇用の時点	対 象 者
令和５年12月１日 ～ 同年12月31日	･S63.12.3～ S64.1.2に出生した方で、誕生日が採用日の翌々日以降の方 ･S64.1.3以降に出生した方
令和６年１月１日 ～ 同年12月31日	･S64.1.3～ H2.1.2に出生した方で、誕生日が採用日の翌々日以降の方 ･H2.1.3以降に出生した方
令和７年１月１日 ～ 同年11月30日	･H2.1.3～ H2.12.2に出生した方で、誕生日が採用日の翌々日以降の方 ･H2.12.3以降に出生した方

生年月日 雇用の時点	S63.12.2 以前	S63.12.3～ S64.1.2	S64．1．3～ H2.1.2	H2．1．3～ H2.12.2	H2.12.3 以降
令和５年12月１日 ～ 同年12月31日	×	○ ＊1	○	○	○
令和６年１月１日 ～ 同年12月31日	×	×	○ ＊1	○	○
令和７年１月１日 ～ 同年11月30日	×	×	×	○ ＊1	○

＊1　誕生日が採用日の翌々日以降の方

Q．同一人が新卒者雇用と若年者雇用の両方に該当する場合は、両方で加点されるのか？
Ａ．同一人が両方に該当する場合は、点数の高い方で加点となります。

Q．若年者雇用の加点は外国人も適用されるのか。
A．社会保険や雇用保険等で、年齢と加入確認（令和５年12月１日～令和７年11月30日の期間かどうか）ができれば加点対象となります。

７．障害者雇用について

Q．障害者雇用の確認時に、常勤性確認（報酬月額チェック）は行うのか？
Ａ．障害者を雇用しているかどうかの評価なので、報酬月額の確認はしません。
【雇用義務（労働者数が40.0名以上（除外率適用後）の企業）ありの場合】
→沖縄労働局に提出される「障害者雇用状況報告書（Ｒ８．６．１時点）」の写しに記載された障害者の雇用者数で確認
【雇用義務がない場合】
→障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写しと、標準報酬決定通知書等で令和８年６月１日時点での在籍が確認できれば可

Q．障害の程度によって加点する点数は変わるのか？
Ａ．雇用義務がある場合は、障害の程度によって雇用人数のカウント方法が異なります

が、格付における「雇用義務なし」の場合の加点については、障害の程度による点数の加減はありません（障害の程度に関わらず、一人につき５点の加点）。

８．表彰について

Q．建設マスター等個人への表彰は対象となるか？

Ａ．今回の主観点での加点対象は、要領に示された企業を対象とする表彰のみであり、個人表彰は対象としておりません。

９．建退共について

Q．建退共に加入してないと申請できないのか？

Ａ．以下の①、②については申請を認めます。

①法人の一人親方等、建退共の加入要件を満たさない場合（従業員がいない場合等、他の退職金制度に入れない場合を含む。）

→申請の際には、理由書（任意様式）を添付すること。

②自社制度、中退共等、他の退職金制度に加入している場合

→申請の際には、加入している退職金共済制度の加入証明書を提出すること。

Q．手帳更新率の計算方法は？

Ａ．手帳更新率＝決算期間内の手帳更新数÷更新対象者数

更新対象者とは決算期末現在の常勤被共済者ですが、決算期内に新規手帳を交付した者、既存手帳所持者を中途採用した場合は除かれます。

建退共の点数については、建退共沖縄県支部に照会を行ったうえで県の点数に反映されていることから、詳細については、建退共沖縄県支部に確認してください。

（問い合わせ先）建退共沖縄県支部（沖縄県建設業協会）　TEL098-876-5214

Q．経営事項審査の結果通知で建退共の加入が確認できない場合に提出する「加入・履行証明書」の取り扱いは？

Ａ．「加入・履行証明書」に「経営事項審査申請用」または「入札参加資格申請用」と表示されていれば「加入済」として認めます。

「加入・履行証明書（入札参加資格審査用）」の発行については、建退共沖縄県支部に確認してください。

10．マネジメントシステムの認証取得について

Q．経審結果通知書でＩＳＯの登録の有無が有になっていても、登録証の写しの提出が必要か？

Ａ．経審結果で確認できれば必要ありません。

Q．ＩＳＯやエコアクション２１の認証登録証が申請期日までに間に合わない場合、認証機関が発行する判定結果通知書で認めることはできるか？

Ａ．ＩＳＯの場合、認証機関が複数あり、確認書類も登録証や証明書等、統一されたものはありません。そのため、認証日が令和８年12月１日以前であることと、業者名、認証機関名、有効期限、ＩＳＯ種類等が確認できる書類の添付があれば可とします。

また、エコアクション２１については、認証・登録契約の締結、認証登録料の納付といった手続きが必要となりますので、認証登録日が令和８年12月１日以前と確認ができる書類の添付があれば結構です。

Q．ＩＳＯやエコアクション２１の認証範囲が建設業以外となっている場合の取り扱いは？

Ａ．今回の審査では、経営事項審査における取扱いと同様、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は、対象外としています。

11．建設業法違反について

Q．指名停止措置について、国（総合事務局・防衛局）や市町村のものも減点対象となるか？

Ａ．国や市町村等の指名停止措置については減点対象外です。ただし、同一案件で、県が指名停止措置を行った場合や国や市町村からの通知により、県が監督処分等建設業法に基づく処分を行った場合は、減点対象となります。

12．社会貢献等について

Q．複数の団体に加入している場合の取り扱いは？

Ａ．社会貢献の項目については、県から各団体に照会を行ったうえで各業者に配点することとしており、申請者側からの資料添付等での証明は必要ありません。
複数の団体に加入している場合については、加算対象工種が同一の場合、点数の高い方で評価することとしています。

13．不当要求防止責任者について

Q．不当要求防止責任者を配置するにはどのような手続が必要か？

Ａ．不当要求防止責任者を配置するには、責任者を選任してその方が講習を受ける必要があります。
①不当要求防止責任者を選任する。
②責任者選任届出書を所轄警察署へ提出する。
③後日、封書で講習日が通知されるので、講習を受講し、受講修了書を受け取る。
詳細については、（公財）暴力団追放沖縄県民会議にお問い合わせください。
（問い合わせ先）（公財）暴力団追放沖縄県民会議　TEL098-858-8930

Q．不当要求防止責任者の配置を行った場合の確認方法は？

Ａ．受講修了書の日付確認（講習年月日が令和４年12月１日～令和８年12月１日の間となっているか）に加え、社会保険や雇用保険等での加入確認（令和８年12月１日以前かどうか）を行います。報酬月額までの確認は必要ありません。
①従業員が４名以下の個人事業者で、責任者が家族従業員の場合
　家族従業員である旨を口頭確認すれば受講修了書のみで可。

②従業員４名以下の個人事業者で、家族従業員でない場合

雇用保険への加入義務があるため、受講修了書＋雇用保険被保険者証（被保険者となった年月日が令和８年12月１日以前であれば可）で確認。

③従業員５名以上の個人事業者の場合

社会保険への加入義務が出てきますので、受講修了書＋社会保険の資格取得届・標準報酬決定通知書等（資格取得年月日が令和８年12月１日以前であれば可）で確認。

14. 協力雇用主について

Q．協力雇用主の登録を受けるにはどのような手続が必要か？

Ａ．協力雇用主の登録を受けるには、那覇保護観察所に協力雇用主登録書を提出する必要があります。

詳細については、那覇保護観察所にお問い合わせください。

（問い合わせ先）那覇保護観察所　TEL098-853-2945

Q．協力雇用主の登録を行った場合の確認方法は？

Ａ．登録書の控えあるいは那覇保護観察所が発行する証明書の日付が令和８年12月１日以前であることを確認します。

なお、証明書を提出する場合は、日付が申請日前３ヶ月以内とします。

また、登録の際に送付される登録についての通知文でも可。市町村入札参加資格審査申請用の受講証明書の写しでも可。

15. 建設キャリアアップシステムの登録について

Q．建設キャリアアップシステムの登録を受けるにはどのような手続が必要か？

Ａ．登録手続きについては、インターネットの（一財）建設業振興基金のホームページにある建設キャリアアップシステムのサイトに記載されております。「登録」や「FAQ」などの項目から手続き方法をご確認ください。

詳細については、下記HPをご参照ください。

一般財団法人建設業振興基金　https://www.kensetsu-kikin.or.jp/

キャリアアップシステム　https://www.ccus.jp/p/application

また、記入補助などを行う「認定登録機関」が県内に２箇所ありますので、電話で確認をお願いします。（ともに土日・祝日・年末年始休み。12:00～13:00は不在。）

沖縄県建設業協会　TEL098-876-5211（平日 9:00～17:00）

全建総連沖縄県建設ユニオン　TEL098-862-5520（平日10:00～17:00）

Q．建設キャリアアップシステムの登録を行った場合の確認方法は？

Ａ．①での確認を基本とします。なお、どうしても①が提出出来ない場合は、②と③での取扱いを可とします。（建設キャリアアップシステムの登録が令和８年12月１日時点で完了していることが**ハッキリ**とわかるものが必要です。また、パスワードやセキュリティコードは黒塗り等で見えないようにしてください。）

①　事業者登録の完了メールの写し

・事業者登録料の納付完了後に申請者あて送信されるメール文で、事業者ＩＤ、事業者名、日付がわかるもの

② 事業者ログイン画面の写し
・事業者情報（事業者ＩＤ、商号又は名称、所在地）が記載されたもの
③ 事業者登録完了のお知らせ（ハガキ）の写し
・郵送される事業者登録完了のお知らせ（ハガキ）で、事業者ＩＤ、事業者名がわかるもの
※②と③で登録日が不明な場合は、余白に「登録日：令和○年○月○日」とボールペンで記載すること。

16. おきなわＳＤＧｓパートナーの登録について

Q. おきなわＳＤＧｓパートナーの登録を受けるにはどのような手続が必要か？
A. 登録手続きについては、おきなわＳＤＧｓプラットフォーム事務局にお問い合わせください。
おきなわＳＤＧｓプラットフォーム事務局
認証制度受付（アビームコンサルティング株式会社内）
MAIL：JPABOKINAWASDGS@abeam.com
詳細の確認をお願いします。

Q. おきなわＳＤＧｓパートナーの登録を行った場合の確認方法は？
A. 登録証の写しで確認します。事業者名及び日付が、**ハッキリ**とわかるものが必要です。令和８年12月１日時点で登録が完了していることを確認いたします。

17. うちなー健康経営宣言の登録について

Q. うちなー健康経営宣言の登録を受けるにはどのような手続が必要か？
A. 登録手続きについては、全国健康保険協会沖縄支部、又は、沖縄労働局健康安全課にお問い合わせください。
全国健康保険協会沖縄支部　TEL098-951-2211（音声ガイダンス４）
沖縄労働局健康安全課　TEL098-868-4402
詳細の確認をお願いします。

Q. うちなー健康経営宣言の登録を行った場合の確認方法は？
A. 宣言証の写しで確認します。事業者名及び日付が、**ハッキリ**とわかるものが必要です。令和８年12月１日時点で登録が完了していることを確認いたします。

18. 格付条件について

Q. 技術者の加点は令和８年７月１日以前に雇用されていることを要件としているが、格付条件に係る技術者についてはどうか？
A. 等級格付の条件に係る１級技術者については、県独自評価における技術者数の要件とは区別し、令和８年12月１日時点で評価対象資格を持つ常勤職員（標準報酬月額18万円以上）として何人雇用されているかをチェックします。
よって、令和８年７月１日以前に雇用されていることを要しません。

Q. 特Ａ、Ａの要件である特定建設業許可は、12/１時点で許可を受けている必要があ

るのか、それとも申請時点で許可を受けていればいいか？
Ａ．入札参加資格審査の申請期間（12/1～12/14）の間に特定建設業許可を受け、入札参加資格審査上問題がないとして受理されれば、要件を満たすものとします。

Q．申請後に特定建設業から一般建設業に移行したことにより、格付条件を満たさなくなった場合、どうなるか？
Ａ．格付条件については、審査中・格付後に特定建設業許可業者でないことが分かった場合、下位等級に位置づけることになります。

Q．電子入札対応を条件とする業種については申請時点で対応していればいいか？
Ａ．令和７・８年度入札参加資格を持っている業者については、申請時に電子入札未対応の場合、電子入札未対応業者扱いのランクになりますが、入札参加資格審査の申請期間（12/1～12/14）の間に承認を受け、問題がないとして受理されれば、条件を満たすものとします。なお、令和7・8年度入札参加資格を持っていない業者で電子入札対応業者であることを条件とする業種及び等級格付を新規で申請する業者については、〔令和9・10年度定期申請〕沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書提出要領（工事・県内）３頁の記載例を参考に誓約書を提出してください。

Q．電子入札を新規で利用したいが、どのような手続きが必要か。
Ａ．電子入札を利用する場合、ICカードの準備や利用者登録等が必要になります。詳細については、下記HPをご参照ください。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1015344/index.html

19. 納税証明書等各種証明書について

Q．納税証明書等各種証明書の取り扱いについてはどうなるのか？
Ａ．税金・保険料等の納付確認を行う書類については「完納」が基本となります。それ以外については、下記の取り扱いになります。
①県税納税証明書は、未納額があっても、「納期限未到来」の表示があり、納期限が入札参加受付期間後である場合は、可とします。
「納期限未到来」でも認めるのは、あくまで期限が「入札参加受付期間後」である場合のみです。納期限が令和８年12月14日より前であるならば、未納が無い旨の証明書を提出してください。（納税が反映されるためには数日かかるとのことなので、その旨の申し立てがあった場合、受付期間の残日を考慮のうえ、領収書等で確認して受け付けすることも可）
②国税納税証明書は、未納税額がある場合は、「様式その３の２及び３の３」はないので、「様式その１」の提出となります。
その場合、未納額があっても、「納付受託中」の表示があり「納付受託証書」において納期限が入札参加受付期間後である場合は可とする。
③健康保険・厚生年金保険の場合、完納証明もしくは完納した月までの証明となるので、令和７年10月～令和８年９月分までが納付されていれば可とします。
④労働保険証明書は、「納付未済」がある場合でも「分納証明書」が添付されていれば可とする。

Q．県税納税証明書は、未納税額がないこととなっているが県税全税目証明書でも添付

可能か。
Ａ．法人の場合は、原則として事業年度終了の日から２ヶ月以内に申告納税となるため、証明日が決算後２ヶ月を経過している場合は全税目証明書でも可。
個人事業主の場合は、納期は、原則として８月および11月の年２回が納期となっているため、６月追加申請時には直前２期分の証明書を提出、12月申請時には、12月の証明日であれば全税目証明書でも提出可。

Q．決算期変更があった会社の場合、県税の納税証明書は直近２期分でいいか？（例えば1/1～12/31期の会社が決算期変更により1/1～6/30になった場合は、直近２期分の納税証明書は１年６ヶ月分しかない）
Ａ．決算期変更があっても直近２期分でかまいません。

Q．住所移転により管轄の土木事務所が変わった場合には、経審結果通知書の雇用保険加入の有無等が有になっていても証明書等の提出が必要か？
Ａ．経審結果で確認できれば証明書等は必要ありません。

Q．個人から法人成りした業者の場合、申請要件の営業開始後１年以上には個人時代も含まれるか？また、法人成り後の決算期を迎えていない場合、納税証明書の取り扱いは？
Ａ．法人成りの場合、商業登記簿の会社設立の日からではなく、経審の承継の手続きが行われており、経審の営業年数欄の年数が１年以上であれば登録要件を満たしているものとして取り扱います（個人期間＋法人期間）。
また、法人成り後、最初の決算を終えていない場合、納税証明書の添付は省略できます。さらに、１期分だけ決算がある場合には、１期分の納税証明書を添付することとなります。

Q．労働保険料を電子納付しているが、領収の確認は何で行うか。
Ａ．電子納付の場合は、領収証書が発行されませんので、取引銀行のインターネットバンキングの取引状況照会画面や通帳の写し等（取引年月日、払込先及び金額が確認できること）により、領収の確認に代えることとします。
ちなみに、口座振替の場合は、「口座振替の結果通知」が届きますので、当該書類で領収を確認します。

20．R8.7.1改正後の経営事項審査の結果通知を受けている場合について

Q．社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入の有無の審査項目が削除されましたが、どのように加入の有無を確認をしますか。
Ａ．社会保険料納入証明書（写し可）、労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可）又は労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収がわかるもの（写し可）を提出することで加入の有無を確認します。

21．その他

Q．営業実績１年以上とは？
Ａ．入札参加資格審査の本来の目的が申請者の経営状況の確認も含まれることから、最

低１度は確定申告を行った実績があり（当然納税も完納）、かつ税務署に提出する事業開始届の事業開始日から１年を超えているという２つを満たしていることが必要です。

Q．沖縄を管轄する支店（営業所）が複数ある場合は、どのように申請データに入力しますか？
Ａ．主な支店（営業所）をひとつ記入してください。

Q．申請書を印刷した際に、メールアドレスが全て表示されない場合はどうしたらいいですか？
Ａ．申請データ上で確認ができるので、申請書（紙）に全て表示されなくてもかまいません。

Q．申請データ（CD-R又はUSBメモリ）上でエクセルファイルにデータを入力・保存したが、エクセル以外のファイルもあるが、どうした方がいいのか？
Ａ．**〔県内業者〕**の場合、エクセルファイルに入力・保存すると、様式の印刷後に「ＣＳＶ」という拡張子（保存形式）のファイルが２つ自動作成されます。内容は、「建設工事入札○○.csv」が企業情報、「建設資格者名簿○○.csv」が技術者情報の入ったファイルになります。エクセルファイルに加え、ＣＳＶファイルも申請に必要となりますので、合計３つのファイルをUSBメモリ又はCD-Rに保存して提出してください。※電子納税証明書も保存した場合は、合計４つのファイルとなります。
〔県外業者〕の場合は、「建設工事入札○○.csv」のみ自動作成されますので、提出するファイルは合計２つになります。※電子納税証明書も保存した場合は、合計３つのファイルとなります。
また、入力方法については、「入力手引書」をご参照ください。
※「○○」は許可番号。県知事許可第１号であれば、「47000001」となる。

Q．USBメモリでの提出もできるようだが、複数企業のデータを入れて提出してもいいか？
Ａ．USBメモリは窓口受付のみ可としており、データをコピーしたらメディアはその場で返却するので、複数企業分の提出を行う場合は、申請業者ごとにフォルダを作成してください。

Q．CD-Rで提出の場合、複数企業のデータを入れて提出してもいいか？
Ａ．複数企業分の提出を行う場合は、申請業者ごとにフォルダを作成し、CD-R表面に保存した全ての「会社名」「許可番号」を記入のうえ提出してください。

Q．複数の業者を同封して、郵送してもいいか？
Ａ．書類の紛失等を避けるためにも、各申請業者ごとに申請データ（CD-R）と申請書（正）（副 申請者控）を同封し郵送してください。
段ボール等の箱で複数の業者をまとめて申請する場合も、各業者ごとに個包装のうえ郵送してください。返信用封筒も各業者ごとに分けて同封してください